

西中国信用金庫

〈決済用普通預金（無利息型）〉商品概要説明書

平成22年10月 1日現在

1. 商品名	・ 決済用普通預金（無利息型）
2. 販売対象	・ 個人の方および法人
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入	
預入方法	・ 随時お預け入れいただけます。
預入金額	・ 1円以上
預入単位	・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 随時払戻しできます。
6. 利息	・ この預金には、利息はつきません。
7. 手数料	・ キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める当金庫所定の手数料をいただきます。
8. 付加できる特約事項	・ 個人の方は、決済用普通預金を総合口座として利用することができます。
9. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時45分、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。
10. その他参考となる事項	・ 公共料金の自動支払いや給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りができます。 ・ この預金は、「決済用普通預金（無利息型）規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付け下さい。 ・ 新規口座開設のほか、現在お持ちの普通預金口座から決済用口座に切り替えることも可能です。この場合、口座番号等の変更はありませんが、お届け印と収入印紙（200円）をご用意ください。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。（決済用預金は全額保護されます。） 決済用預金を総合口座としてご利用いただく場合は、決済用普通預金のみが全額保護の対象となります。 決済用預金以外の預金につきましては、預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）